

神奈川県社会的養育推進計画

(令和 2 年度～令和 11 年度)

指標編

令和 2 年 3 月

令和 7 年 3 月改定

この指標編は、「神奈川県社会的養育推進計画」の指標等をまとめたものです。

「Ⅰ 政令指定都市等の社会的養育推進計画における数値目標等」では、政令指定都市、児童相談所設置市も含めた県全体の子どもの人口推計、代替養育を必要とする子ども数の見込み、里親等委託率等を一覧にまとめています。

「Ⅱ 『4つの柱』に関する指標等」では、「7 具体的な取組み」に掲げた項目に係る資源等の必要量、整備目標、指標等をまとめています。

これらの項目について継続的に状況を把握することで、計画の進捗管理・評価及び見直しを行っていきます。

目次

I	政令指定都市等の社会的養育推進計画における数値目標等	1
1	子どもの人口（推計）	
2	代替養育を必要とする子ども数の見込み	
3	里親等委託率の目標値	
4	里親等への委託子ども数の見込み	
5	里親登録数の見込み	
II	「4つの柱」に関する指標等	3
	<u>柱1：「子どもの権利擁護の推進」関係</u>	3
	ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援	3
	◆ 児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施状況	
	◆ 子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施状況	
	◆ 子どもの権利擁護の取組みに対する子どもの認知度・満足度等	
	◇ 「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催状況	
	◇ 援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画状況	
	イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援	5
	◆ 意見表明等支援事業の実施状況	
	◇ 人権・子どもホットライン相談件数	
	ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備	7
	◆ 児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての状況	
	◆ 社会的養護施策への当事者意見反映状況	
	エ 子どもへの虐待の禁止の徹底	7
	◇ 体罰防止普及啓発事業の取組	
	<u>柱2 「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」関係</u>	8
	ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化	8
	◆ 児童相談所の設置状況	
	◆ 児童相談所の第三者評価の状況	
	◆ 児童福祉司・児童心理司・専門職員等の配置数（各年度4月1日現在）	

◆ 児童相談所職員を対象とした研修の実施状況	
イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護	9
◆ 一時保護の状況	
◇ 一時保護中の登校支援や学習機会の保障の状況	
◆ 一時保護施設の第三者評価の状況	
ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援	10
◆ 市町村職員を対象とした研修の実施状況	
◆ 県と市町村との人材交流の実施状況	
◆ こども家庭センター設置状況	
◆ サポートプランの策定状況	
◆ 市町村における家庭支援事業の実施状況	
◆ 児童家庭支援センターの状況	
エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開	12
◆ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（乳児院）	
オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	13
◆ 妊産婦等への支援の状況	
柱3 「家庭と同様の環境における養育の推進」関係	14
ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築	14
◆ パーマネンシー保障の推進	
◆ 親子関係再構築に向けた体制の強化	
◆ 特別養子縁組の推進	
イ 里親等への委託の推進	15
◆ 里親等委託率	
◆ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数	
◇ 3日里親、緊急一時保護里親の活動状況	
◆ フォスティング機関の状況	
◆ 里親に係る研修の状況	
◆ ファミリーホームの状況	
ウ 児童養護施設等の高機能化等	18
◇ 県所管施設の概況	

◆ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（児童養護施設）	
エ 障害児入所施設における支援	19
◆ 福祉型障害児入所施設の家庭的環境整備状況	
柱4 <u>社会的養護経験者等の自立支援の推進</u>	20
ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握と支援	20
◆ 社会的養護経験者の実情把握の状況	
イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進	20
◆ 児童自立生活援助事業の実施箇所数、利用状況	
◆ 社会的養護自立支援拠点事業の事業実績	

I 政令指定都市等の社会的養育推進計画における数値目標等

神奈川県では、県と政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）（以下「政令指定都市等」という。）がそれぞれに社会的養育推進計画を策定していますが、各自治体の状況を共有し、5県市で調整が必要な項目について検討を重ねながら本計画の推進に取り組んできました。

本計画を推進していくに当たっては、県全体の状況を把握する必要があるため、政令指定都市等の計画の数値目標等を集約し、進捗状況を把握していきます。後期計画策定時の各自治体の数値目標等は以下のとおりです。

今後も、政令指定都市等の状況を把握しながら計画の実現を目指していきます。

1 子どもの人口（推計）

（単位：人）

	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	50,725	76,537	306,543	433,805	49,479	74,446	303,759	427,684	49,395	73,451	298,516	421,362
横浜市	149,601		364,035	513,636	68,410	76,330	366,526	511,266	67,602	73,427	360,922	501,951
川崎市	35,485	35,490	179,320	250,295	31,521	33,307	176,219	241,047	30,590	31,614	175,214	237,418
相模原市	14,680	19,103	68,039	101,822	14,741	19,344	66,694	100,779	14,838	19,579	65,410	99,827
横須賀市	5,434	6,563	35,765	47,762	6,108	7,091	33,048	46,247	6,030	6,969	32,360	45,359
計	393,618		953,702	1,347,320	170,259	210,518	946,246	1,327,023	168,455	205,040	932,422	1,305,917

	令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	49,311	72,456	293,273	415,040	49,226	71,460	288,031	408,717	49,142	70,465	282,788	402,395
横浜市	68,337	70,572	353,817	492,726	69,064	68,054	346,764	483,882	69,833	67,253	338,125	475,211
川崎市	29,580	30,638	172,980	233,198	28,838	29,245	170,232	228,315	28,201	28,382	167,055	223,638
相模原市	14,928	19,676	64,292	98,896	14,981	19,757	63,235	97,973	14,987	19,856	62,288	97,131
横須賀市	5,949	6,849	31,674	44,472	5,869	6,728	31,212	43,809	5,790	6,607	30,300	42,697
計	168,105	200,191	916,036	1,284,332	167,978	195,244	899,474	1,262,696	167,953	192,563	880,556	1,241,072

※県、川崎市については、20歳未満、横浜市、相模原市、横須賀市については、18歳未満の人口。

2 代替養育を必要とする子ども数の見込み

（単位：人）

	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	77	132	537	746	76	130	539	745	77	131	537	745
横浜市	110	206	1,025	1,341	110	201	1,013	1,324	112	197	997	1,306
川崎市	51	56	252	359	32	42	206	280	32	43	203	278
相模原市	28	36	201	265	28	37	198	263	28	37	194	259
横須賀市	6	25	107	138	6	25	108	139	6	24	106	136
計	272	455	2,122	2,849	252	435	2,064	2,751	255	432	2,037	2,724

	令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	78	132	535	745	79	133	533	745	80	134	531	745
横浜市	113	197	977	1,287	115	195	960	1,270	116	196	940	1,252
川崎市	33	43	205	281	33	43	207	283	33	44	202	279
相模原市	28	37	192	257	28	37	189	254	28	38	187	253
横須賀市	5	24	104	133	5	24	102	131	5	23	100	128
計	257	433	2,013	2,703	260	432	1,991	2,683	262	435	1,960	2,657

※横浜市については、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入

所施設に入所させて養育することが必要である者の数を含む（障害児入所施設は契約入所は含まず）。

* 相模原市については、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設等への措置等、一時保護児童等の潜在需要分も含む。

3 里親等委託率の目標値

	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	23.4%	40.2%	18.4%	24.0%	34.2%	48.5%	19.5%	27.2%	45.5%	55.0%	20.9%	30.4%
横浜市	32.6%	32.2%	17.8%	21.7%	37.1%	34.9%	19.9%	24.2%	41.5%	36.7%	22.3%	26.7%
川崎市	74.5%	64.3%	32.1%	41.7%	75.0%	69.0%	35.9%	45.4%	75.0%	74.4%	37.9%	47.8%
相模原市	35.0%	61.0%	25.0%	32.0%	43.0%	64.0%	30.0%	37.0%	51.0%	67.0%	35.0%	42.0%
横須賀市	10.0%	29.1%	35.1%	31.9%	13.8%	32.4%	37.7%	34.5%	19.0%	36.1%	40.4%	37.5%

	令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	55.1%	62.1%	22.1%	33.6%	65.8%	68.4%	23.5%	36.8%	75.0%	75.0%	24.6%	40.0%
横浜市	44.4%	39.3%	26.3%	30.4%	47.3%	42.0%	29.6%	33.5%	50.2%	43.7%	33.3%	36.8%
川崎市	75.8%	74.4%	42.0%	50.9%	75.8%	74.4%	44.9%	53.0%	75.8%	75.0%	50.0%	57.0%
相模原市	59.0%	70.0%	40.0%	48.0%	67.0%	73.0%	45.0%	53.0%	75.0%	76.0%	50.0%	59.0%
横須賀市	26.3%	40.3%	43.4%	41.4%	36.2%	44.9%	46.6%	45.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

* 横須賀市については、国の示す目標値（3歳未満および3歳以上就学前は75%、学童以降は50%）の達成を目指しつつ、市の現状を踏まえた50%を目標として設定。

4 里親等への委託子ども数の見込み

(単位：人)

	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	18	53	99	170	26	63	105	194	35	72	112	219
横浜市	22	37	88	147	25	40	98	163	28	42	110	180
川崎市	38	36	81	155	24	29	74	127	24	32	77	133
相模原市	10	20	37	67	12	22	44	78	14	23	50	87
横須賀市	0	7	37	44	0	8	40	48	1	8	42	51

	令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計	3歳未満	就学前	学童以降	計
神奈川県	43	82	118	243	52	91	125	268	60	101	131	292
横浜市	30	45	129	204	32	48	145	225	34	50	163	247
川崎市	25	32	86	143	25	32	93	150	25	33	101	159
相模原市	17	24	57	98	19	25	63	107	22	27	69	118
横須賀市	1	9	45	55	2	10	47	59	3	11	50	64

5 里親登録数の見込み

(単位：組)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
神奈川県	332	352	372	392	412	432
横浜市		370	394	427	454	483
川崎市	254	275	292	309	326	349
相模原市	124	130	136	142	148	168
横須賀市	62	69	70	72	79	80

Ⅱ 「4つの柱」に関する指標等

※国の策定要領において定められた指標は◆、県で独自に設定した項目については◇で記載しています。

柱1：「子どもの権利擁護の推進」関係

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

◆児童福祉施設の職員等を対象とした権利擁護研修の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
実施状況		・新採用職員、異動職員 に対して年度当初の研修実施。 ・その他職員に対しても 年1回以上の実施。					
児童相談所			実施	実施	実施	実施	実施
児童養護施設等			実施	実施	実施	実施	実施
里親			実施	実施	実施	実施	実施
受講者数・受講割合		対象者全員が受講することを目標とする。					
児童相談所	%		100%	100%	100%	100%	100%
児童養護施設等	%		100%	100%	100%	100%	100%
里親	%		100%	100%	100%	100%	100%

◆子どもを対象とした権利擁護に関する啓発プログラムの実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
実施状況		権利ノートにより子ども 1人につき年1回以上の 実施。	実施	実施	実施	実施	実施
実施対象者数・実施 割合	%	一時保護、施設入所措置・ 里親委託を行う子ども も全員に対して実施。	100%	100%	100%	100%	100%

◆子どもの権利擁護の取組みに対する子どもの認知度・満足度等

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
権利擁護の取組みの 認知度	%	一時保護、里親委託、施設 入所等の子どもの 100%が「子どもの権利ノ ート」について知っている。	100%	100%	100%	100%	100%

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
権利擁護の取組みを利用した子ども数	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が「子どもの権利ノート」を持っている。	100%	100%	100%	100%	100%
権利擁護の取組みの利用しやすさ	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が「子どもの権利ノート」について説明を受けている。	100%	100%	100%	100%	100%
権利擁護の取組みの満足度	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が「子どもの権利ノート」があることで自分が持つ権利について知るのに「とても役に立った」又は「少し役に立った」（うち、「とても役に立った」が70%以上）。	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)
子どもの権利の理解度	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が、子どもの権利条約で定められた4つの権利について「よく知っている」又は「少し知っている」（うち、「よく知っている」が70%以上）。	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)

それぞれの指標については、一時保護中、里親委託中、施設入所中等の子どもに対するアンケート（標本抽出）により把握します。割合の算出の母数は、有効回答数となります。

◇「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	1回	年1回以上の実施（子どもの意見を聴き回数を検討）。	1回	1回	1回	1回	1回
参加子ども数	14人	目標値は設定しないが実績を把握。	—	—	—	—	—

◇援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
援助方針への子どもの意見の反映	%	子ども自身の意見を聴取した上で援助方針を作成した割合。	100%	100%	100%	100%	100%
援助方針会議への参画	人	一時保護、里親委託、施設入所等の子どものうち、援助方針会議に参画した子どもの数について、目標値は設定しないが実績を把握する。	—	—	—	—	—
自立支援計画への子どもの意見の反映	%	子ども自身の意見を聴取した上で自立支援計画を作成した割合。	100%	100%	100%	100%	100%
自立支援計画への参画	人	里親委託、施設入所等の子どものうち、自立支援計画作成の会議に参画した子どもの数について、目標値は設定しないが実績を把握する。	—	—	—	—	—

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

◆意見表明等支援事業の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
日ごろから意見を表明できる子どもの割合	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が、今の生活で気持ちや意見を周りの大人に「たくさん聞いてもらえている」又は「すこし聞いてもらえている」（うち、「たくさん聞いてもらえている」が70%以上）。	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)
日ごろの意見表明に対する満足度（意見を大切に扱われたと感じる子ども・意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合）	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が、伝えた気持ちや意見を大切にされていると感じている。	100%	100%	100%	100%	100%
意見表明等支援事業を利用できる子どもの人数・カバー率	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が利用できる。	100%	100%	100%	100%	100%

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
意見表明支援事業を利用したことのある子どもの割合	%	実績としては、対象子ども数に対する実際に利用した子ども数を把握するが、目標としては、利用したくても利用できない子ども数 0 とする。	—	—	—	—	—
(利用したくても利用できない子ども数)	%	(日頃意見を聴いてももらえない、または大切にされていない子どもであどぼを知らない・伝えられない子ども 0%)。	0%	0%	0%	0%	0%
意見表明等支援事業を認知している子どもの割合	%	一時保護、里親委託、施設入所等の子どもの100%が「チームあどぼ」のことを知っている。	100%	100%	100%	100%	100%
意見表明等支援事業を利用しやすいと感じる子どもの割合	%	「チームあどぼ」を知っている子どもの100%がチームあどぼの人と話したいときに、周りの人に伝えられる。	100%	100%	100%	100%	100%
意見表明支援事業を利用することで意見を表明できた子どもの割合	%	「チームあどぼ」に話を聴いてもらった子どもの100%が気持ちや意見を「たくさん伝えられた」又は「少し伝えられた」(うち、「たくさん伝えられた」が70%以上)。	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)
意見表明支援事業に対する満足度(意見が大切に扱われたと感じる子ども・意見表明後の対応について説明を受けた子どもの割合)	%	「チームあどぼ」に話を聴いてもらった子どもの100%が、伝えた気持ちや意見を大切にされていると感じている。	100%	100%	100%	100%	100%
意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じる子どもの割合	%	「チームあどぼ」に話を聴いてもらった子どもの100%が、気持ちや意見を言えて「とてもよかった」又は「よかった」(うち、「とてもよかった」が70%以上)。	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)	100% (70%)
意見表明等支援事業の第三者への事業委託の有無	委託なし	当面の間、現行方式で中立性を保ちながら実施しつつ、第三者への委託について検討。	—	—	—	—	—

それぞれの指標については、一時保護中、里親委託中、施設入所中等の子どもに対するアンケート（標本抽出）により把握します。割合の算出の母数は、有効回答数となります。

◇人権・子どもホットライン相談件数

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
相談件数	件	年間 250 件を想定。	250 件	250 件	250 件	250 件	250 件

ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備

◆児童福祉審議会権利擁護部会に対する申立ての状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
体制の整備状況	整備済	児童福祉審議会権利擁護部会に申立てをすることができる体制を整備済。	継続	継続	継続	継続	継続
申立件数	件	申立てがあれば適切に対応（目標値は設定しない）。	—	—	—	—	—

◆社会的養護施策への当事者意見反映状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護施策策定への当事者の参加	—	毎年度の見直しに当たり子どもや社会的養護経験者が参画	有	有	有	有	有

- ・令和6年度の社会的養育推進計画の改定に当たっては、施設里親ワーキンググループ及び自立支援ワーキンググループに社会的養護経験者の方に参加していただいたほか、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」で子どもたちから社会的養護についての意見を聴き、後期計画に反映しました。
- ・子どもへのアンケートやヒアリングについては、権利擁護・意見表明支援に係るアンケートや、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を活用します。

エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

◇体罰防止普及啓発事業の取組

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
体罰が法律で禁止されたことを知っている人の割合	%	前年度を上回ることを目指す。	%	%	%	%	%
しつけのために子どもを叩くことが必要だと思わない人の割合	%	前年度を上回ることを目指す。	%	%	%	%	%

柱2 「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」関係

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

◆児童相談所の設置状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
中央児童相談所管轄人口	人	所管人口が 100 万人を超える児童相談所はないが、おおむね 50 万人以下とするよう検討を進める（目標値としては設定しない）。	—	—	—	—	—
平塚児童相談所管轄人口	人		—	—	—	—	—
鎌倉三浦地域児童相談所管轄人口	人		—	—	—	—	—
小田原児童相談所管轄人口	人		—	—	—	—	—
厚木児童相談所管轄人口	人		—	—	—	—	—
大和綾瀬地域児童相談所管轄人口	人		—	—	—	—	—

- ・各年度 1 月 1 日時点の神奈川県年齢別人口統計調査における各児童相談所が所管する市町村の総人口の合計です。
（参考）令和 6 年 1 月 1 日時点
中央：738,193 人、平塚：579,173 人、鎌三：298,446 人、
小田原：330,311 人、厚木：538,355 人、大綾：326,583 人

◆児童相談所の第三者評価の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所数及び割合	1 所 (1/6)	全 6 所が 3 年に 1 回受審することを目指す。	2 所 (2/6)	2 所 (2/6)	2 所 (2/6)	2 所 (2/6)	2 所 (2/6)

- ・令和 6 年度：平塚児童相談所で実施しました。

◆児童福祉司・児童心理司・専門職員等の配置数（各年度 4 月 1 日現在）

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司の配置数	196 人	国の配置基準の充足を目指すとともに、本計画の取組みを実施していくため、着実に増員を図っていく。	国配置基準以上				
児童心理司の配置数	75 人						
市町村支援児童福祉司の配置数	1 人	法定基準では、30 市町村に 1 人だが、法定以上の配置が必要か検討する。	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	22 人	国の配置基準の充足を目指すとともに、本計画の取組みを実施していくため、着実に増員を図っていく。	国配置基準以上				
医師の配置数	非常勤 10 人	配置数を維持しながら、現状以上の配置数が必要か検討する。	非常勤 10 人	非常勤 10 人	非常勤 10 人	非常勤 10 人	非常勤 10 人
保健師の配置数	6 人	虐待相談対応件数の増加を受けて体制強化を目指す。	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
弁護士の配置数	非常勤 6 人	配置数は維持しながら、勤務時間数の延長等により対応する。	非常勤 6 人	非常勤 6 人	非常勤 6 人	非常勤 6 人	非常勤 6 人
専門職割合（児童福祉司における専門職の割合）	100%	本県においては、福祉専門職が児童福祉司を務めており、今後も維持する。	100%	100%	100%	100%	100%

◆児童相談所職員を対象とした研修の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司任用後研修の受講率	%	児童福祉司に任用された職員全員が受講。	100%	100%	100%	100%	100%
こども家庭ソーシャルワーカー養成研修の受講者数	人	各児童相談所 1 人が受講。	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

◆一時保護の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	人	現に不足している定員を早急に確保するとともに、今後の保護ニーズを満たす定員分（最終的に 130 人）を確保する。	80 人	110 人	110 人	110 人	110 人
一時保護施設の平均入所日数	日	一時保護期間が長期化することは望ましくないが、平均入所日数が短いことが一概に良いとはいえないため、目標値としては設定せず、実績を把握する。	—	—	—	—	—
一時保護施設の平均入所率	%	いつでも一時保護できるよう、平均 80%とする。	80%	80%	80%	80%	80%

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設職員に対する研修の実施状況		・新採用職員、異動職員に対して年度当初の研修実施。 ・その他職員に対しても年1回以上の実施	実施	実施	実施	実施	実施
一時保護施設職員に対する研修の受講者数・割合	人 %	対象者全員が受講することを目標とする。	100%	100%	100%	100%	100%
一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム数（養育希望調査で一時保護委託の意向のある里親の割合）	組 %	年間の一時保護数から、里親委託率の目標と同率（40%）を想定し、活動率を加味して算出。	65%	65%	65%	65%	65%
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な児童養護施設数	施設	全施設に受け入れてもらえるよう協力を求める（実績値として、実際に一時保護委託を受けた児童養護施設数を把握）。	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設

◇一時保護中の登校支援や学習機会の保障の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
一時保護中の登校支援や学習機会の保障の実施状況	人	一時保護中の登校支援や学習機会の保障の取組みについて、実施状況を把握します。	—	—	—	—	—

◆一時保護施設の第三者評価の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数及び割合	1 箇所 (1/3)	一時保護施設を設置している3所について、3年に1回受審する	1 (1/3)	1 (1/3)	1 (1/3)	1 (1/3)	1 (1/3)

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

◆市町村職員を対象とした研修の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数	回	各研修について、全市町村が参加できるだけの回数開催を目指す。	回	回	回	回	回
子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の受講者数	人	各研修について、全市町村から職員が参加できることを目指す。	人	人	人	人	人

◆県と市町村との人材交流の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
県と市町村との人材交流の実施状況	1 市 (累計 1 市)	市町村連携モデル事業 (児相職員が市町村に向 向く) を拡大する。	1 市町村 (累計 2)	2 市町村 (累計 3)	2 市町村 (累計 4)	2 市町村 (累計 5)	2 市町村 (累計 6)

◆こども家庭センター設置状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの 設置数	22 市町村	全 29 市町村での設置を目 指す	26 市町村	27 市町村	29 市町村	29 市町村	29 市町村

◆サポートプランの策定状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
サポートプラン作成対 象者数		各市町村の第三期子ど も・子育て支援事業計画 を踏まえ集計。					
要保護児童	人		人	人	人	人	人
要支援児童	人		人	人	人	人	人
特定妊婦	人		人	人	人	人	人
その他	人		人	人	人	人	人
サポートプラン作成数		各市町村の第三期子ど も・子育て支援事業計画 を踏まえ集計。					
要保護児童	件		件	件	件	件	件
要支援児童	件		件	件	件	件	件
特定妊婦	件		件	件	件	件	件
その他	件		件	件	件	件	件

・サポートプランについては、各市町村が令和6年度中に策定する第三期子ども・子育て支援事業計画の記載内容を踏まえて見込み量を算定します。

◆市町村における家庭支援事業の実施状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
市町村子ども・子育て 支援事業計画における 家庭支援事業の確保方 策		各市町村の計画における 確保方策を集計。					
子育て短期支援事 業（ショートステイ）	件		件	件	件	件	件
子育て短期支援事 業（トワイライト ステイ）	件		件	件	件	件	件
養育支援訪問事業	件		件	件	件	件	件

一時預かり事業 (一般型)	件	各市町村の計画における 確保方策を集計。	件	件	件	件	件
一時預かり事業 (余裕活用型)	件		件	件	件	件	件
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	件		件	件	件	件	件
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	件		件	件	件	件	件
一時預かり事業 (居宅訪問型)	件		件	件	件	件	件
子育て世帯訪問支 援事業	件		件	件	件	件	件
児童育成支援拠点 事業	件		件	件	件	件	件
親子関係形成支援 事業	件		件	件	件	件	件
里親・ファミリーホー ムにおけるショートス テイ事業実施状況	0 市町村	R7 年度から里親名簿の市 町村への提供を行い、ニ ーズの高い市町村と実施 に向けた検討を進める。					

◆児童家庭支援センターの状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センター の設置数	0 箇所	令和7年度に新規に設置 するため、事業の効果を 検証しながら、県所管地 域全体をカバーできる体 制を検討。	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所
市町村から家庭支援事 業を委託されている児 童家庭支援センター数	0 施設	児童家庭支援センターの 設置に当たっては、ショ ートステイ事業も実施す ることを想定。	1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	3 施設
児童相談所からの在宅 指導措置委託件数及び 割合	0 件 0%	児童家庭支援センター は、措置を行う児童相談 所とは異なる立場から相 談支援業務を行うため、 当面は指導措置委託を想 定しない。	0 件 0%	0 件 0%	0 件 0%	0 件 0%	0 件 0%

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

◆児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（乳児院）

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
小規模化した施設数	3 施設	すべての乳児院で小規模 グループケアを実施。	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
小規模化した施設の入 所児童数	人	現状の定員を維持する。	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
家庭支援専門相談員の加配施設数	3 施設	すべての乳児院に配置。	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
心理療法担当職員の加配施設数	3 施設	すべての乳児院に配置。	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
親子支援事業の実施施設数	1 施設	現在実施していない施設について、今後の実施を検討。					
家族療法事業の実施施設数	3 施設	すべての乳児院で実施。	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（子育て短期支援事業）	1 施設	乳児院 2 施設で子育て短期支援事業を実施することを目指す。	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設

オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

◆妊産婦等への支援の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	1 箇所目の利用状況に基づき必要量を検討。	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
助産施設の設置数・定員数	11 施設 26 人	現状を維持。	11 施設 26 人	11 施設 26 人	11 施設 26 人	11 施設 26 人	11 施設 26 人
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	回	各研修について、全市町村が参加できるだけ回数開催を目指す。	回	回	回	回	回
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	人	各研修について、全市町村から職員が参加できることを目指す。	人	人	人	人	人

- ・助産施設について、令和 2～5 年度の利用者数は年間 40 人程度で推移しており、定員を理由として利用ができなかった例はなかったため、現状の体制を維持することを目指します。
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修は、児童相談所が市町村職員に対して行う研修について記載しています。

柱3 「家庭と同様の環境における養育の推進」関係

ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

◆パーマネンシー保障の推進

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
平均措置期間		措置期間の長短のみではケースマネジメントの適切さは判断できませんが、参考指標として把握します。	—	—	—	—	—
里親			—	—	—	—	—
ファミリーホーム			—	—	—	—	—
乳児院			—	—	—	—	—
児童養護施設			—	—	—	—	—
児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	—	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底を実現するための体制を検討します。	—	—	—	—	—

◆親子関係再構築に向けた体制の強化

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	件 %	代替養育を受けている子ども全員に対して親子支援チームがヒアリングを実施。	100%	100%	100%	100%	100%
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	整備済	各児童相談所に親子支援チームを設置しているが、体制の強化を検討。	—	—	—	—	—
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	回	全職員が受講しているが、実施回数の実績を把握する。	回	回	回	回	回
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	人	全職員が受講しているが、受講者数の実績を把握する。	人	人	人	人	人
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備（親子支援チーム職員向け）	回	親子支援チーム職員を対象とした研修について実績を把握。	回	回	回	回	回
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	委託あり	親子関係性の評価(WMCIやCrowell)について外部機関に委託しており、取組みを継続する。	継続	継続	継続	継続	継続

◆特別養子縁組の推進

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件	目標値としては設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	件	目標値としては設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	%	該当するケースについては100%申立を実施する。	100%	100%	100%	100%	100%
里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済	里親センターが行っている相談支援を継続する。	継続	継続	継続	継続	継続
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	人	年1回行っている研修を継続するとともに、養子縁組事例については児童相談所間で共有し、スキルアップを図る。	人	人	人	人	人
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	有	関係機関連絡会議への里親センターの出席を継続する。	有	有	有	有	有

イ 里親等への委託の推進

◆里親等委託率

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率（3歳未満）	%	R11年度目標を前期計画から据え置き（5代替養育の需要量と供給量参照）。	34.2%	45.5%	55.1%	65.8%	75.0%
里親等委託率（3歳以上の就学前）	%		48.5%	55.0%	62.1%	68.4%	75.0%
里親等委託率（学童期以降）	%		19.5%	20.9%	22.1%	23.5%	24.6%
里親等委託率（全年齢）	%		27.2%	30.4%	33.6%	36.8%	40.0%
里親登録率	%	里親委託子ども数、稼働率、代替養育を必要とする子ども数から算出。	57.2%	64.6%	71.7%	79.1%	86.1%
里親稼働率	%	過去5年間で最も高かったR2年度の稼働率を目標とする。	45.5%	45.5%	45.5%	45.5%	45.5%

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親登録（認定）に対する委託里親の割合 （年間に1回でも委託のあった里親数	%	不調などにより短期間の委託となった場合でも割合が高くなるため、目標値は設定せず、実績を把握する。	—	—	—	—	—

- ・登録率：（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）／（乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親・ファミリーホームの委託児童数）
- ・稼働率：里親・ファミリーホームの委託児童数／（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）

◆新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
新規里親数（養育）	組	年3回の児童福祉審議会施設里親部会において、各回10組の新規里親登録することを目標とする。	30	30	30	30	30
新規里親数（専門）	組	毎年度新規に1名の専門里親登録を目標とする。	1	1	1	1	1
新規里親数（養子縁組）	組	本県では養育里親との重複登録としており、R6年度時点でおおよそ半数が養子縁組里親である。今後同程度と推計。	15	15	15	15	15
登録里親数（養育）	組	毎年度20組の増を目標とする。	352	372	392	412	432
登録里親数（専門）	組	毎年度1組の増を目標とする。	11	12	13	14	15
登録里親数（養子縁組）	組	本県では養育里親との重複登録としており、R6年度時点でおおよそ半数が養子縁組里親である。今後同程度と推計。	176	186	196	206	216
委託養育里親数	組	5 代替養育の需要量と供給量 の前期計画から据え置いた目標を達成する場合に必要な委託里親数を算出し、専門里親数を減じた。	159	180	200	221	242
委託専門里親数	組	専門里親の専門性を活用するため、すべての専門里親に委託されていることが望ましい。	11	12	13	14	15
委託縁組里親数	組	目標値は設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
委託親族里親数	組	目標値は設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—
委託子ども数（養育）	人	5 代替養育の需要量と供給量の図表 43 から専門里親への委託数を減じて算出。	183	207	230	254	277
委託子ども数（専門）	人	専門性を必要とする子どもであることから、単独での委託を想定。	11	12	13	14	15
委託子ども数（養子縁組）	人	目標値は設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—
委託子ども数（親族）	人	目標値は設定しないが、実績を把握する。	—	—	—	—	—
里親登録（認定）に係る児童福祉審議会の開催件数	3 回	R4 年度から年間開催回数を 1 回増やしており、現状では、必要な審査件数を確保できている。	3	3	3	3	3

◇ 3 日里親、緊急一時保護里親の活動状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
3 日里親、緊急一時保護のみの活動	組	目標値は設定しないが、委託以外の活動状況について実績を把握する。	—	—	—	—	—

・年度末時点では委託されていないが、当該年度中に活動があった里親数

◆ フォスタリング機関の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センター設置数	0 箇所	従来の里親支援体制の長所を生かしながら、里親支援センターとフォスタリング機関等の役割を整理する。	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
民間フォスタリング機関委託数	7 箇所	里親支援センターの設置方法により、必要なフォスタリング機関数も変わるため、里親支援センター設置の議論の中で全体像を検討。					
児童相談所における里親等支援体制の整備	配置あり	各所に里親担当職員を配置しているが、体制の強化を検討。	—	—	—	—	—

◆里親に係る研修の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数		現状では必修以外の研修の実施について体系化されていないため、年間スケジュールを示したうえで毎月研修を実施する体制を整える（目標値としては設定しない）。					

◆ファミリーホームの状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
ファミリーホーム数	1 箇所	ファミリーホームを着実に増やし、きょうだい児の委託等に活用する。	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所
ファミリーホーム委託子ども数	人	定員 5～6 人のため、1 箇所につき 5 人を想定。	5 人	5 人	10 人	10 人	15 人

ウ 児童養護施設等の高機能化等

◇県所管施設の概況

施設名	所在地	施設種別
子ども自立生活支援センター	平塚市片岡 991-1	県立乳児院・障害児入所施設・児童心理治療施設
聖園ベビーホーム	藤沢市みその台 1-3	民間乳児院
ドルカスベビーホーム	綾瀬市吉岡 2380-2	
鎌倉児童ホーム	鎌倉市佐助 1-6-6	民間児童養護施設
聖園子供の家	藤沢市みその台 1-3	
ゆりかご園	小田原市酒匂 2-41-39	
成光学園	座間市緑が丘 4-20-21	
唐池学園	綾瀬市吉岡 2377-口	
幸保愛児園	三浦郡葉山町一色 932	
エリザベス・サンダース・ホーム	中郡大磯町大磯 1152	
心泉学園	中郡二宮町二宮 98	
強羅暁の星園	足柄下郡箱根町強羅 1320-203	
箱根恵明学園	足柄下郡箱根町宮ノ下 413	
城山学園	足柄下郡湯河原町鍛冶屋 605-1	
サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム	茅ヶ崎市緑が浜 7-52	
白十字会林間学校	茅ヶ崎市富士見町 4-54	
手まり学園	愛甲郡愛川町半原 3715	
おおいそ学園	中郡大磯町生沢 527	県立児童自立支援施設
湘南つばさの家	茅ヶ崎市松浪 1-12-17	民間自立援助ホーム
みずきの家	南足柄市生駒 75	
あじさい	住所非公開	
ヤマユリ	住所非公開	

◆児童養護施設等の小規模化・地域分散化・多機能化の状況（児童養護施設）

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
小規模グループケア		各施設と調整しながら、小規模化及び地域分散化を進める。					
施設数	12 施設						13 施設
グループ数	42 グループ		算出中				69 グループ
定員	人						414 人
地域小規模・分園型小規模							
ホーム数	9 ホーム						30 ホーム
定員	54 人						174 人
家庭支援専門相談員の加配施設数	14 施設	すべての施設に配置。	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設
心理療法担当職員の加配施設数	11 施設	すべての施設に配置。	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設
自立支援担当職員の加配施設数	11 施設	すべての施設に配置。	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設
親子支援事業の実施施設数	0 施設	今後の実施について検討。					
家族療法事業の実施施設数	13 施設	すべての施設で実施。	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数	4 施設	特にショートステイについて、実施施設数を増やしていく方向で調整する。	5 施設	6 施設	7 施設	8 施設	10 施設

エ 障害児入所施設における支援

◆福祉型障害児入所施設の家庭的環境整備状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設	目標値としては設定しませんが、毎年度状況を把握します。	—	—	—	—	—
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している子どもの数	人	目標値としては設定しませんが、毎年度状況を把握します。	—	—	—	—	—

柱 4 社会的養護経験者等の自立支援の推進

ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握と支援

◆社会的養護経験者の実情把握の状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	—	令和7年度以降、毎年度調査を実施	調査実施	調査実施	調査実施	調査実施	調査実施

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

◆児童自立生活援助事業の実施箇所数、利用状況

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数・定員（Ⅰ型）	4箇所 24人	県所管外施設に入所を依頼しているケースがあることから更なるニーズがあると想定されるため、1箇所の増を目指す。	1箇所 24人	1箇所 24人	2箇所 30人	2箇所 30人	2箇所 30人
児童自立生活援助事業の実施箇所数・定員（Ⅱ型）	箇所 人	全施設で自立に向けた支援ができるよう、少なくとも各施設定員2名以上ずつ整備していくことを目指す。	6箇所 12人	8箇所 16人	10箇所 20人	12箇所 24人	14箇所 28人
児童自立生活援助事業の実施箇所数・定員（Ⅲ型）	箇所 人	過去の社会的養護自立支援事業の利用実績を踏まえ、毎年度3箇所3人の利用を想定する。	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

◆社会的養護自立支援拠点事業の事業実績

指標	R6 実績	目標値の考え方	目標				
			R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1箇所	1か所の設置では、地理的に遠いという声もあるため、増設に向け検討。	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	未設置	令和7年度以降、社会的養護自立支援実態把握事業の実施に伴い設置。	設置	設置	設置	設置	設置